

役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会（以下（当会）という）の定款第25条に基づく役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 当会が役職員以外に当会の用務のために委任した者に対する費用についても、当規程に準じることとする。

(定義等)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは当会を常時勤務場所とし業務に従事する役員をいう。
- (3) 報酬等とは、一般社団法人・一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬・賞与その他職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分するものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び用具・手数料等の経費をいい、必要に応じて日当と称する。報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当会の理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の役員に対しては、諸事情に応じて報酬等を支給することができるものとする。なお、出向元等から報酬等を支給されている場合は除く。

- 2 常勤の役員に対して支給する報酬等は、報酬及び通勤手当とする。
 - (1) 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額の範囲内で、理事は理事会、監事は監事間の協議において決定する。
 - (2) 通勤手当は、職員給与規程に準じて支給する。
- 3 役員には、旅費・日当等の費用を支払うことができる。
- 4 役員の退任に当たっては、第5条に規定する退任慰労記念品を支給することができる。

(費用等の額の決定)

第4条 役員の報酬及び費用等の個別額は、理事会の決議にて定めるものとする。

(退任慰労記念品)

第5条 役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者は、記念品を支給する。

(費用)

第6条 当会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員には、出張に要する旅費（宿泊手当を含む）を旅費規程に従い、日当等として支給することができる。
- 3 役員が、当会の三役会議・理事会及び各種委員会に出席したときは、各々の費用弁償として旅費・日相当分に応じ、費用弁償表に基づいて支給する。
- 4 役員が、当会が主催する行事に出席したときは、各々の費用弁償として旅費・日相当分に応じ、費用弁償表に基づいて支給する。
- 5 監事が監査をしたときは、費用弁償として旅費・日相当分に応じ、費用弁償表に基づいて支給する。

費用弁償表

会議種類	金額
役員が三役会議・理事会に出席したとき	5,000円
役員が各種委員会に出席したとき	2,000円
役員が当会の主催行事に出席したとき	2,000円
監事が監査をしたとき	5,000円

附 則

(改廃) この規程の改廃は会員総会の決議による。

(施行) この規程は、令和2年（2020年）6月12日に施行する。

(廃止・統合する規程)

この規程は、会員総会の決議とするため、役員の報酬並びに費用に関する規程（2015年3月26日理事会制定）を廃止し、本規程に統合する。

別表第1

役員の報酬 月額 30万円以内

以上